

【諮問第230号】

21川情個第58号
平成21年11月13日

川崎市長 阿部 孝夫 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 安富 潔

公文書開示請求に対する拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成21年2月2日付け20川健庶第1827号で諮問のありました、公文書開示請求に対する拒否処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）の行った文書不存在を理由とする拒否処分の判断は妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は、平成21年1月23日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「健康福祉局長は、平成20年12月12日に応募した国の外郭団体主催の地域活性化のための人材養成の研修に関して、平成22年3月末に退職を控えている者は推薦できないと、1月を経過した平成21年1月15日に、庶務課長が突然職場に来ました。総合企画局から各局依頼の研修であって、応募の周知をした際に局としての制限を明記しておらず、職員として応募する権利を侵害するものであります。いくら退職を1年先に控えたとしても、公務員法に基づき、どのように冷遇されている状況下であっても、公務員としての資質向上に努める必要があります。締め切り期限が迫っており、止む無く自己負担・休暇で応募することとしたところ、推薦できないと翌日言ってきたことは、明らかに嫌がらせであることを立証するようなものであります。健康福祉局長のこのような対応は、明らかに公務員法違反であると共に、明らかに嫌がらせであります。際限の無いレベルの低い対応を繰り返す、健康福祉局のこの実態を広く知らせる必要があると痛感するものです。そこで、応募後の処理状況を示す、伺いや理由書・通知文等の開示を求めます。」として、公文書の写しの交付を求める開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は、本件請求に対し、当該文書は作成していないとして、平成21年1月28日付けで文書不存在による開示請求拒否処分を行った。

異議申立人は、平成21年1月30日付けで、「行政として考えられない」として、拒否処分の取消しを求めて異議申立てを行った。（当審査会諮問第230号事件）

3 異議申立人の主張要旨

平成21年3月13日付け意見書及び同年6月5日実施の口頭意見陳述聴取によれば、異議申立人の主張の概要は、次のとおりである。

- (1) 実施機関は、異議申立人が応募した「平成21年度全国地域リーダー養成塾塾生募集」（以下「塾生募集」という。）が、川崎市職員研修規程（昭和47年6月22日訓令第15号。以下「職員研修規程」という。）に基づく研修ではないと認識しているようである。確かに川崎市職員研修所が行った研修ではないが、局の庶務課を通じて組織的に募集があったものなので、職員研修規程第3条及び第13条に規定された派遣研修に該当するものと考えている。
- (2) 研修も業務の一環であり、公の業務となる本件に関して、事務処理や研修参加を拒否した理由等を文書化した記録が不存在とは考えられない。
- (3) 実施機関の処分理由説明書では、口頭で伝えたのでその事務は完結したと書いてあるが、総合企画局からの依頼に基づき局内各職場に参加を募ったのである

から、文書番号を取るなど何らかの事務処理が必要なはずである。

- (4) そもそも、退職を1年先に控えた職員は資質向上のための研修に参加できないという判断は地方公務員法第39条に抵触する。

4 実施機関の主張要旨

平成21年2月18日付け処分理由説明書及び同年4月13日実施の口頭による処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は次のとおりである。

- (1) 研修等の応募があった場合には、通常は推薦の可否等について伺いを起案する。しかし、本件については、通常の研修所管部局からの募集ではなかったこと、また、異議申立人の退職年度に長期にわたって行われることから、平成21年1月14日に推薦の可否を健康福祉局長に口頭で確認し、推薦しないという判断がなされた。
- (2) 翌15日に健康福祉局庶務課長が推薦しない旨を異議申立人に口頭で伝えるとともに申込書を返還したため、異議申立人から請求のあった「応募後の処理状況を示す、伺いや理由書・通知文等」は作成しなかった。
- (3) したがって、開示請求に係る一切の文書が存在しないため、文書不存在を理由に開示請求拒否処分を行った。

5 審査会の判断

異議申立人が開示を求めた文書は、財団法人地域活性化センターが募集した「塾生募集」への「応募後の処理状況を示す伺いや理由書・通知文等」である。

実施機関は、これに対し、請求対象文書は作成していないとして、文書不存在を理由として異議申立人に対して開示請求拒否処分を行った。

そもそも研修は、職員が公務員としての使命と責任を自覚するとともに、その職務の遂行に必要な知識、技能、態度等を修得することにより行政の民主的かつ能率的な運営に資することを目的とする（職員研修規程第2条）のであって、研修を受ける者は研修の目的に照らして同等の長が推薦して決定される（職員研修規程第14条）。

実施機関の処分理由説明書によれば、川崎市の職員研修において、通常は、研修等の募集に対して応募があれば、応募職員の研修等への推薦の可否について伺いを起案し、決裁権者の決裁後に、当該研修等の所管部局に推薦の可否の回答を行っているとのことであり、このことは、職員研修規程に照らした運用として理解できる。

職員研修規程によれば、研修の種類として、自主研修、職場研修、研修所研修、派遣研修が定められている（職員研修規程第3条）。

本来、研修等の応募に対する推薦の可否等については、研修等の目的に照らして同等の長による総合的な裁量判断により推薦が決定されるものである。

実施機関の処分理由説明によれば、異議申立人の退職年度に長期にわたって行われることなどから、事前に推薦の可否を局長に口頭で確認し、推薦しないと判断したという。「全国地域リーダー養成塾」は、広い視野と深い見識、卓越した想像力と豊かな人間性を備え、常に問題意識と確固たる使命感を持ち、積極的・主体的に

行動できる地域のリーダーを養成することを理念として掲げる事業であり、応募者である異議申立人の自己啓発にとって意義のあるものとはいえ、応募に対する推薦の可否等については健康福祉局長の裁量に委ねられている。

本件において、健康福祉局庶務課長が推薦しない旨を異議申立人に口頭で伝え、申込書を返還して、実施機関が文書を作成しなかったことは、不当ということとはできない。

なお、本件において、異議申立人の開示請求を拒否するにあたって、「開示請求拒否通知書」（平成21年1月28日付け20川健庶第1786号）の「開示請求を拒否する理由」欄には、「当該文書は作成しておらず、文書不存在のため」とのみ記載されるにとどまっているが、文書不存在の場合には、その理由を具体的に記載すべきである。

条例において公文書の不開示決定通知書にその理由を付記すべきものとしているのは、条例に基づく公文書の開示請求制度が、市民と実施機関との信頼関係を強化し、地方自治の本旨に即した行政を推進することを目的とするものであって、実施機関においては、公文書の開示を請求する市民の権利を十分に尊重すべきものとされていること（条例第1条、第3条参照）にかんがみ、不開示理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、不開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものというべきである。このような理由付記制度の趣旨にかんがみれば、公文書の不開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、条例第8条各号所定の不開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、「当該文書は作成しておらず、文書不存在のため」とのみ記載するのではなく、その理由を具体的に記載すべきであると思料する（最高裁平成4年（行ツ）第48号同4年12月10日第一小法廷判決・民集46巻8号2658頁参照）。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	鈴木庸夫
委員	高岡香
委員	安富潔
委員	葭葉裕子